

令和5年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

【公園名】山田池公園

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
<p>I 提案の履行状況に関する項目</p> <p>(4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>特殊庭園について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。)</p>	<p>■施設所管課の評価 指定管理者の自己評価にもある通り、花しょうぶの生育環境を整えるため、「萌芽・生育期」「開花期」「花後」といった適期に、場所(菖蒲田、畝、畔)に応じた除草作業の進捗が思わしくなかった。 秋以降は、次年度に向け除草作業についても注力している。</p> <p>■評価委員会の評価 施設所管課評価は適正である。 花しょうぶの生育環境を整えるため、「萌芽・生育期」「開花期」「花後」といった適期に、場所(菖蒲田、畝、畔)に応じた除草作業が適切に行われていなかった。 次年度に向けた適切な維持管理にしっかりと取り組むべきである。</p>	<p>■花しょうぶ園における生育環境の改善 ハナショウブの生育を雑草が妨げないよう、花菖蒲田、畝の人力除草(手引き除草)作業を行います。 雑草繁茂の時期及びハナショウブの生長の時期を考慮し、短期間で効果的に雑草の発生抑制を図るため、下記の時期を目安に除草作業を実施します。 ・春の雑草発生初期(3月後半～4月) ・開園前(5月初旬～5月24日) ・閉園後(6月26日～7月中旬) ・秋の雑草発生初期(8月中旬～9月上旬) ・休眠前(9月下旬～10月)</p> <p>また、上記の期間以外でも雑草の発生状況や、生長度合に応じて適宜人力除草を行います。</p>	<p>■花しょうぶ園における生育環境の改善 事業計画書1-(1)業務内容 (3)具体的運営・維持管理計画 ②作業手順 ○除草 ・植栽柵内は人力除草(手引き除草)、柵外は人力又は機械除草を行います。 ・機械除草は4～10月(4回) 開園期間に合わせて実施します。 ・機械除草においては刈払い機を使用します。 ・人力除草は雑草繁茂の時期及びハナショウブの生長期を考慮し、春の雑草発生初期(3月後半～4月)、開園前(5月初旬～5月24日)、閉園後(6月26日～7月中旬)、秋の雑草発生初期(8月中旬～9月上旬)、休眠前(9月下旬～10月)の計5回、実施します。 ・特に4、5月は手引き除草及び機械除草をハナショウブの開花前に花菖蒲田、畝、畔の整地を兼ねて行います。 ・ハナショウブの生長に支障をきたさないよう、開花後から雑草繁茂期の9月までは畔や畝周辺において適宜、機械除草を行います。 ・上記以外の期間でも、ハナショウブの生長阻害とならない様、雑草の発生状況や生長度合を把握し、必要に応じて適宜人力除草を行います。 ・休眠期に行う施肥作業の着手前や、古葉切りの際も人力除草を行い、ハナショウブの健全な生長を阻害しないよう心掛けます。</p>